

## ◆習志野文化ホールの理念・特徴について

### ○現ホールの理念・特徴

#### 【習志野市習志野文化ホールの設置及び管理に関する条例】

第1条「市民生活を豊かにする活動の拠点及び交流の場を提供し市民の福祉の増進を図る」

#### 【広報習志野 S53.12.15号】

「市民文化のオアシスになるよう建設」

「音楽をはじめ演劇、舞踊、邦楽など多様な芸術活動に応える多目的機能を備えたもの」

「ここを拠点に多くの文化活動が育っていくことを願って」

#### 【財団法人習志野文化ホール設立趣意書：S51.3 習志野市が千葉県へ提出】

「文教施設、コミュニティ施設の核たる文化ホール」

「教育、文化の殿堂」

「文教住宅都市、習志野市のシンボルにふさわしく、又市民の芸術、文化、学習活動の発表の場とし、コンサート、演劇、講習会を楽しみ市民活動を豊かにするための施設として建設され、そして運営管理されなければならない」

### ○現ホールの概要

- ・多目的ホール（利用者からの音の響きに対する評価が高い）
- ・座席数：1,475席
- ・市民利用中心（6割以上）

### ●新ホールの現時点での再建設基本構想案における基本方針

- ・ 音の響きを重視した多目的ホール
- ・ 約1,500席を維持
- ・ 市民の文化活動を支える誰もが利用しやすい施設
- ・ 自立的都市経営の推進、持続可能な財政構造の構築を踏まえた事業費の圧縮

※再開発事業の諸条件及び経済情勢の変化によっては、方向性を見直すとしている。

### ●本市の考え方

現ホールの設置時の理念については、現在においても変わらないと考えるものであり、これを踏襲したいと考えます。

即ち、「市民生活を豊かにする、音楽をはじめとした演劇、舞踊、邦楽など、演じる、観るといった、市民の多様な文化芸術活動を支える多目的機能を備えた、誰もが利用しやすい活動の拠点及び交流の場」を設置理念と考えるものです。

なお、特徴といたしましては、多目的ホールとする中でもこれまでに於いて多くの方に高い評価をいただいている「音の響きを重視した」ホールとすることとしております。